3　第一項の請求書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本（厚生労働大臣が住民基本台帳法第三十条の九の規定により当該受給権者に係る機構保存本人確認情報の提供を受けることができないときに限る。）

一の二　第一項の規定により同項の請求書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　第一項の規定により同項の請求書に被保険者又は被保険者であつた者の基礎年金番号を記載する者にあつては、当該被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～十四　（略）

4～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

一の三　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の個人番号又は基礎年金番号

二・三　（略）

2～6　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により遺族基礎年金（同法附則第七十四条第六項の規定により遺族基礎年金とみなされるものを含む。）の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　個人番号又は基礎年金番号

二～五　（略）

2　前項の申請書には、次に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　前項の規定により同項の申請書に基礎年金番号を記載する者にあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

3～6　（略）

（支給停止の申出）

第四十一条の二　法第二十条の二第一項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　氏名、生年月日及び住所

二　個人番号又は基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）

3　第一項の請求書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　受給権者の生年月日に関する市町村長の証明書又は戸籍の抄本

一の二　第一条各号に規定する者のいずれかに該当するものにあつては、国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二　被保険者又は被保険者であつた者の国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

二の二～十四　（略）

4～7　（略）

（裁定の請求の特例）

第四十条　被保険者又は被保険者であつた者の死亡の当時胎児であつた子が出生したことによる遺族基礎年金についての裁定の請求は、前条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる事項を記載した請求書を機構に提出することによつて行わなければならない。ただし、被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子がその者が死亡したことによる遺族厚生年金の受給権を有していない場合は、この限りでない。

一　（略）

（新設）

一の二　被保険者又は被保険者であつた者の妻又は子の基礎年金番号

二・三　（略）

2～6　（略）

（支給停止解除の申請）

第四十一条　法第二十条第二項（昭和六十年改正法附則第十一条第四項において準用する場合を含む。）の規定により遺族基礎年金（同法附則第七十四条第六項の規定により遺族基礎年金とみなされるものを含む。）の支給の停止の解除の申請をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申請書を機構に提出しなければならない。

一　（略）

一の二　基礎年金番号

二～五　（略）

2　前項の申請書には、次の各号に掲げる書類等を添えなければならない。

一　（略）

二　国民年金手帳その他の基礎年金番号を明らかにすることができる書類

三～十　（略）

3～6　（略）

（支給停止の申出）

第四十一条の二　法第二十条の二第一項の規定により遺族基礎年金の支給停止の申出をしようとする者は、次の各号に掲げる事項を記載した申出書を機構に提出しなければならない。

一　受給権者の氏名、生年月日及び住所

二　基礎年金番号

三・四　（略）

2　（略）